

東北大学東北アジア研究センター「出版文化資料データベース研究ユニット」
「東アジア出版文化研究資料画像データベース」

利用規程

(目的)

第1条

この規程は、平成25年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果公開促進費 データベース(研究成果データベース)(重点)「東アジア出版文化資料画像データベース」(課題番号257001)による、東北大学東北アジア研究センター「出版文化資料データベース研究ユニット」(以下「ユニット」という。)が構築した「東アジア出版文化研究資料画像データベース」(電子計算機システム及びソフトウェアを含む。以下「データベース」という。)の公開及びその利用について、留意すべき事項及び遵守すべき事項を定めることを目的とする。

(データベースの定義)

第2条

この規程において「データベース」とは、東アジア出版文化に関連する文献、画像、文書、その他の情報の集合体であって、それらの情報をインターネットを用いて検索することができるよう体系的に構成し、実用に供し得る条件を備えたものをいう。

(データベースの公開方法)

第3条

データベースの公開は次の方法による。

東北大学東北アジア研究センターデータベースサーバー(以下、DBサーバー)を用いた、ネットワーク経由による検索サービス。

(検索利用の条件)

第4条

検索利用の条件は以下の通りとする。利用者は次の各事項を遵守しなければならない。

1. データベースの著作権を侵害しないこと。
2. 学術研究目的または教育目的の利用であること。営利を目的として使用しないこと。
3. このホームページから提供するデータの利用にあたっては、東北大学附属図書館情報サービス課貴重書係に連絡すること。
〒980-8576 宮城県仙台市青葉区川内27-1
東北大学附属図書館情報サービス課貴重書係
4. このデータベースを利用し研究成果等を公表する場合は、本データベースを利用したことを明記するとともに、ユニットにその公表物を1部提出すること。

(送付先)

〒980-8576 宮城県仙台市青葉区川内41
東北大学東北アジア研究センター
出版文化資料データベース研究ユニット
「東アジア出版文化研究資料画像データベース」宛

(利用者の義務)

第5条

利用者は、データベースの利用に当たり、以下の義務を負うものとする。

1. 本規程を遵守すること。
2. データベースの利用状況の収集に協力すること。

3. データベースを利用して開発されたサービスについて、公開可能な範囲において情報提供を行うこと。
4. データベースを利用する利用者環境における脆弱性対策、アクセス制御、アカウント管理、マルウェア対策等の安全管理策について利用者自身で実施すること。
5. その他、当ユニットが指示する事項を遵守すること。

(データベースの提供条件・免責)

第6条

当ユニットはデータベースの品質や性能、掲載事項等を保証しない。設備の保守、障害、災害、第三者の故意・過失等の事情により、事前の通告なく、データベースの提供を中断することがある。データベース利用によって生じた損害・結果に対し一切の責任を負わず、その責任は利用者自身に帰すものとする。東北大学、同東北アジア研究センター、同ユニットは、利用者に対し、データベースの提供及びその中断により利用者が生じた、いかなる損害の賠償義務も負わない。

(不正利用の防止等)

第7条

当ユニット、及び東北大学・同東北アジア研究センターは、データベースの利用に関し、不正・違法行為が行われた場合、若しくは行われようとした場合は、データベース利用の中止、ダウンロードした全情報の削除、その他など不正防止のための措置を行うことができる。

(損害賠償等)

第8条

当ユニット、及び東北大学・同東北アジア研究センターは、不正・違法行為によりデータベース等に損害が生じた場合は、その行為者に原状回復のための処置や損害の賠償を要求することができる。

なお、本データベースによって提供されたデータ利用による責任は利用者へ帰し、本データベース委員会等は一切の責任を負わない(第6条参照)。

(禁止事項)

第9条

利用者は、データベースを利用した活動に当たり、以下の行為をしてはならない。違反行為が行われた場合には、当ユニット代表者の判断により、事前の通告なしに、データベース利用の取消が行われることがある。

1. 直接に営利を目的としてデータベースを利用する行為。
2. データベースの運営を妨害する行為。
3. 法令や公序良俗に反する行為。
4. その他、ユニットが不適当と認める行為。(反社会的勢力の利用、宗教活動、営利活動など)

(利用時間)

第10条

データベースの利用時間は、DBサーバーにおいては原則24時間とする。ただし、作業等で必要な場合は公開を停止することがある。

(利用の取消)

第11条

利用者が本規約に違反した場合、ユニット代表者は利用者に対し、事前の通告なしに、データベースの利用を取り消すことができる。

(著作権)

第12条

本データベースの著作権及び著作権の使用許諾権はユニット代表者に帰属する。

(利用料金)

第13条

DB サーバーにおけるデータベースの利用は無償とする。有償の場合は別に定めるものとする。

(公開の中止)

第14条

1. ユニット代表者は、公開データベースのうち、公開に適さなくなったものについて、公開を中止することができる。
2. 前項の場合、東北アジア研究センター広報情報委員会のDBサーバー提供者等から意見を聞くことができる。

(データの更新)

第15条

公開データベースは、公正中立の立場で学術の進展のために、適宜そのデータの更新・追加に努めるものとする。

(データベースの管理)

第16条

データベースの管理は、当ユニット代表者で行う。

(その他)

第17条

この規程に定めるもののほか、データベースの公開及び利用に関し必要な事項は、当ユニット、もしくは東北大学東北アジア研究センターが別に定めるものとする。

(附 則)

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。
2. 本規程は予告なく変更されることがある。

東アジア出版文化研究資料画像データベース
(Image Database of Texts and Pictures on East Asian Publishing Culture)
〔略称：EAPUB-DB〕